

## 大月市土地開発公社経営検討委員会会議公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大月市土地開発公社経営検討委員会設置要領第9条の規定に基づき、大月市土地開発公社経営検討委員会（以下「委員会」という。）の会議を公開する為、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の周知)

第2条 委員会の会議は、原則として、会議開催の日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、総務管理課内に備え置くとともに、大月市ホームページにより周知するものとする。但し、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合には非公開とすることができる。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員
- (6) 傍聴の申込方法
- (7) 問い合わせ先

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴の受付は、会議の開催の30分前からとし、会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿（別記様式）に住所及び氏名を記入するものとする。

2 前条に定める傍聴を認める者の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(入場の禁止)

第4条 次に掲げる者は、会議場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の禁止行為等)

第5条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 議事に対して批評を加え、又は可否を表すこと。
- (3) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をすること。
- (4) 飲食、飲酒又は喫煙をすること。
- (5) 許可なく写真の撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をすること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をすること。

2 傍聴人が前項に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。